

一般社団法人太陽光発電メンテナンス協会 会員等規定

当協会の会員規定を次の通り定める。

第一条 会員の種類

当協会の会員はオーナー会員、メンテナンス実践会員、サポート会員 とする。

- 1) オーナー会員は、太陽光発電所の所有者または、これから所有の予定者で議決権を有しない。
- 2) メンテナンス実践会員は、太陽光発電所のメンテナンス業務を行う会員で議決権を有しない。但し、メンテナンス実践会員の中から運営委員を選出し、当協会事業の企画提案を行う。また、その事業の推進を協会と協働して行う。
- 3) サポート会員は、測定器メーカー、その他太陽光発電に関する資機材を取り扱う企業で、会員へ販売や協会セミナーに協力を行う会員で議決権は有しない。

第二条 会員の入会と義務

会員は当協会に対して入会申込書を提出し、代表理事の承認決済の上入会を認める。会員は第三条の会費の支払い義務を負う。

- 2) 期日内に会費を支払わない会員は資格を失う。
- 3) 会員は、会の目的に沿って積極的に協働する、また、会員相互に切磋琢磨し自社の発展と当協会の発展を目指し社会に貢献する。
- 4) 会員は、会の運営等内部情報及び会員個々の情報等全ての内容について守秘義務を負う。本会退会後も同様とする。

第三条 会費の納入義務及び会費の変更

会計年度は毎年3月1日～翌年2月28日とし、下記指定の金融機関に、年会費は3月10日まで、毎月会費は15日までに下記の金額を

百十四銀行徳島北支店普通 0156590 一般社団法人 太陽光発電メンテナンス協会
口座へ振り込む。(振込手数料は会員負担とする)

- 1) オーナー会員は、年会費4,000円(税別)とし、入会申し込みと同時に協会に支払う。
ただし、入会時に会計年度の6ヶ月未満の場合は2,000円(税別)とする。
- 2) メンテナンス実践会員は、入会申込書を代表理事あて送付し、代表理事の入会決裁承認後に入会金300,000円(税別)、毎月会費15,000円(税別)を支払う。但し、一次会員は入会金を免除する。(期間限定)
また、必要に応じて特別会費を徴収する場合がある。
- 3) サポート会員は、年会費24,000円(税別)を入会時に一括で支払う。
- 4) 会費の変更は社員総会で決定する。

第四条 会員は次のサービス等を受けることができる。

- 1) オーナー会員
 - ・太陽光の法令等動向についての情報（ホームページ他）
 - ・当協会が行うセミナーの受講。
 - ・当協会の会員が行うメンテナンスサービスを通常価格の10%割引で提供を受けることができる。
- 2) メンテナンス実践会員
 - ・太陽光発電メンテナンス技術習得、トラブルシューティング。（有料の場合有）現場個別診断指導は有料で行います。（経費別途いただきます）
 - ・当協会又は会員が受注したメンテナンス業務の全部、または、一部の相互受発注を行う。
 - ・当協会に所属するサポート会員からの測定器等の販売、測定結果の判断アドバイスを受けることができる。
 - ・太陽光発電メンテナンス後の改修工事、リパワリング工事等（相談の上）
- 3) サポート会員
 - ・太陽光発電メンテナンス実践会員への資機材のデモンストレーション及び優先販売を行うことができる。

第五条 退会

退会は任意とし、退会届を代表理事に提出し、受理されれば退会となる。自己都合による退会の場合の既納会費は返却いたしません。

第六条 会員資格の取り消し

下記の一項目に該当するときは会員資格を取り消す

- 1) 協会の規則に違反したとき
- 2) 当協会の名誉を毀損し、会員としての品位を損なう行為を行ったことを協会が認めたとき
- 3) 会費の支払いを3ヶ月以上滞納したとき
- 4) 会員間での金銭トラブル等で会の運営に支障が出たとき
- 5) 法令若しくは公序良俗に反する行為があったとき

第七条 個人情報の取り扱いについて

協会は、入会時に登録された会員の個人情報について最新の注意を持って管理し、本協会運営の円滑な運営の為に利用する。

第八条 疑義の解決

本規定の定めのない事項について疑義が生じた場合は、会員と協会双方が誠意をもって協議し、円満に解決する努力を行う。

附則

本規定は平成29年3月13日より適用する。

令和3年4月1日 会員規定改訂（会費を税別に変更、会費振込手数料負担明記）